

財政健全化計画

村では、山添村行財政改革集中改革プランを策定し事務事業の見直し、行政サービスの向上、組織・機構の整備等に取り組んでおりますが、「三位一体」の改革による地方交付税や補助金の削減、少子高齢化による税収の伸び悩みにより、依然厳しい財政状況が続いています。このような状況の中、公債費負担の軽減対策として公的資金の補償金免除繰上償還を行うため集中改革プランを延長させた「財政健全化計画」を作成しました。

◆ 財政健全化計画とは？

- ・計画期間 平成19年度～平成23年度
- ・基本方針 山添村行財政改革集中改革プランにそって歳出の削減を引き続き行い、新たな地方債(村の借金)は必要最小限に止めます。現状の歳入で持続可能な歳出規模にあわせていく「自立・持続可能な財政の土台」を築きます。
- ・行政運営の課題等
 - ①公債費負担(村の借金返済)の健全化について
ふるさとセンター建設事業(H5～H10)に係る公債費の負担が主な原因で、実質公債費比率が非常に高くなっています。積極的な繰上償還を実施し、公債費負担の軽減を行います。
 - ②公営企業会計への繰出金について
簡易水道、下水道事業会計への繰出金も公債費(整備に要した借金)に係る経費が大半をしめております。積極的な繰上償還を行い繰出金を削減します。
 - ③税収入の確保について
企業誘致の推進や滞納整理の強化を行います。
 - ④給与・定員管理について
今後、平成23年度までは退職者の補充となる新たな採用は原則として行いません。

◆ 補償金免除繰上償還制度とは？

国は地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成19年度から21年度までの特例措置として、行政改革・経営改革の実施を条件に、地方公共団体に対する政府資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金等)の貸付金の一部について、補償金を免除した繰上償還が実施されることになりました。

公的資金を繰上償還する場合は、元金とは別に償還期限までの利子相当額を保証金として支払うことになっていますが、財政健全化計画を策定し、この制度を利用することで保証金が免除されます。

◆ 繰上償還する地方債

(単位:百万円)

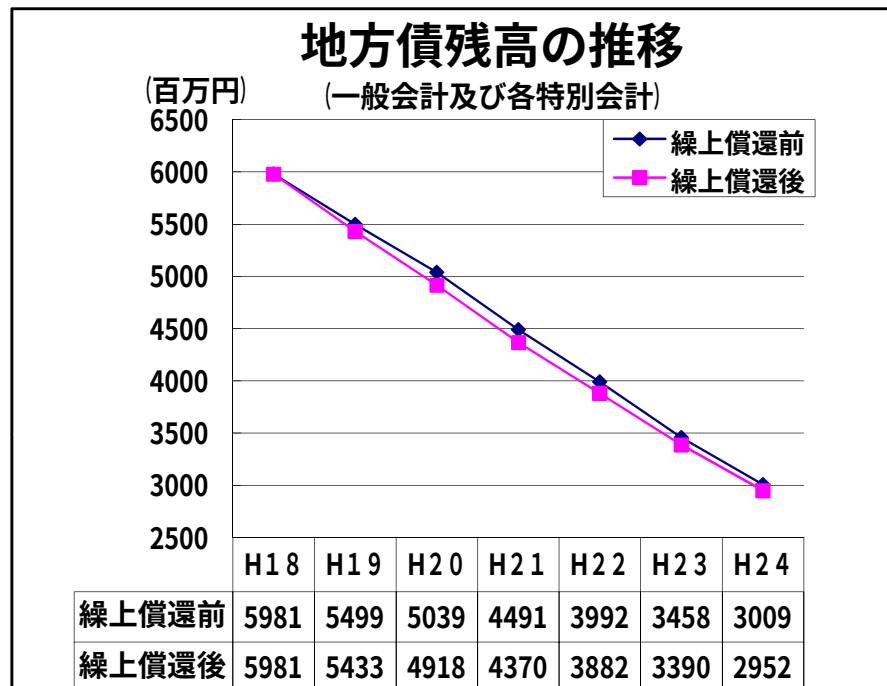
	一般会計		簡易水道特別会計			計
	(旧) 資金運用 部資金	(旧) 簡易生命 保険資金	(旧) 資金運用部資金			
	年利7%以上	6%以上～7%未満	年利7%以上	6%以上～7%未満	5%以上～6%未満	
平成19年度	29		37			66
平成20年度				63		63
平成21年度		31			8	39
計	29	31	37	63	8	168
免除なる利子	2	1	8	26	3	40

表中の各年度欄の数字は、当該年度末の未償還元金で、減債基金等をもって繰上償還します。

◆ 実質公債費比率とは？

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に変わったことでできた新たな財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来は反映されていなかった公営企業（簡易水道や下水道特別会計）の公債費に充てる一般会計繰出金や一部事務組合（山辺広域行政事務組合等）の公債費への負担金等、公債費に類似する経費も算入されます。

実質公債費比率25%以上が早期健全化基準とされ、一般単独事業債等一部の起債が制限されます。本村の平成18年度実質公債費比率は25.8%で、ここ数年は25%前後と予想されますが、繰上償還を行う事によって年々比率は低下し、ふるさとセンター建設事業の地方債償還が終わる平成25年度には23%台、平成26年度には20%を下回る見込みです。



厳しい財政状況ではありますが、より簡素で効率的な行政運営を行い「自立する村づくり」に邁進してまいりますので、村民皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。